

○常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例施行規則

昭和48年10月5日

規則第26号

改正 平成4年9月28日規則第22号

平成6年3月28日規則第11号

平成16年10月15日規則第119号

平成18年3月13日規則第31号

平成19年9月28日規則第41号

平成20年6月20日規則第21号

平成26年5月30日規則第33号

平成28年3月24日規則第14号

平成29年7月1日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例(昭和48年大宮町条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める公共的団体)

第2条 条例第3条第1号の規定による規則で定める公共的団体は、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人水資源機構、茨城県道路公社、公益社団法人茨城県農林振興公社、公益財団法人茨城県教育財団、公益財団法人茨城県開発公社その他市長が特に認める公共的団体とする。

(適用除外の土地開発事業)

第3条 条例第3条第6号の規定による規則で定めるものは、農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する目的で行う農地の集団化、農林用地の造成土地改良、養殖池の造成及び道路の造成並びにこれらに類するもの(土地開発事業への土砂の供給を兼ねるものを除く。)であって、次に掲げる者が行う土地開発事業とする。

- (1) 耕作者及び農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構

- (3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第4条に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (4) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第3条に規定する森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会
- (5) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する漁業協同組合、漁業生産組合又は漁業協同組合連合会
- (6) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条に規定する土地改良区
- (7) 国又は地方公共団体の補助又は融資事業により土地開発事業を施行する者

2 条例第3条第8号の規定による規則で定めるものは、次の各号に掲げる土地開発事業とする。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館の用に供する目的で行う土地開発事業
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の施設であって、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第1条第2項第1号に該当する施設の用に供する目的で行う土地開発事業(学校の主たる施設が県外にあるものは除く。)
- (3) 鉄軌道及び駅前広場の用に供する目的で行う土地開発事業
- (4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する目的で行う土地開発事業
- (5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。)又は自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル用に供する目的で行う土地開発事業
- (6) 日本郵便株式会社が設置する日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する目的で行う土地開発事業
- (7) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業又はガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物の用に供する目的で行う土地開発事業
- (8) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する目的で行う土地開発事業

(9) と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第2項に規定すると畜場又は化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場の用に供する目的で行う土地開発事業

(土提供の届出)

第4条 条例第5条に規定する届出は、様式第1号によるものとする。

(協議申出書)

第5条 条例第6条第2項の規定による協議申出書は、様式第2号によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 土地利用現況図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 緑地計画図
- (5) 土採取に係る土地の実測平面図
- (6) 取付道路計画図
- (7) 給排水計画図
- (8) 土の搬出経路図
- (9) その他必要な図書で指示するもの

3 前2項に掲げる図書は、1/600から1/10,000の縮尺のうちで別に指示する縮尺とする。

(同意等の通知)

第6条 条例第7条第2項に規定する通知は、様式第3号によるものとする。

(確認申請書)

第7条 条例第9条第2項の規定による確認申請書は、様式第4号によるものとする。

2 条例第9条第2項の規定による規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計説明書(様式第5号)
- (2) 土採取計画書(様式第6号)
- (3) 土地開発事業施行の同意書(様式第7号)
- (4) 開発区域位置図
- (5) 開発区域図
- (6) 土地利用計画図(施設配置図)
- (7) 緑化計画図(跡地利用計画図)
- (8) 計画平面図

- (9) 計画断面図
- (10) 給水計画図
- (11) 排水計画図
- (12) 消防水利図
- (13) がけの断面図
- (14) 擁壁の断面及び構造図
- (15) 開発に含まれる土地の公図の写し及び登録簿抄本
- (16) その他必要と認める図書で指示するもの

3 前項第4号から第13号までに掲げる図面は、別表のとおりとする。

(確認の通知)

第8条 条例第9条第3項の規定による通知は、様式第8号によるものとする。

(変更確認申請書)

第9条 条例第11条第1項の規定による設計変更の確認申請書は、様式第9号によるものとする。

(軽微な変更)

第10条 条例第11条第1項のただし書の規定による規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域内の境界又は道路、広場、排水施設等の位置若しくは形状の軽微な変更
- (2) 仕事の仕様を変更する設計の変更

(同意等の通知)

第11条 条例第11条第2項において準用する条例第9条第3項の規定による通知は、様式第10号によるものとする。

(変更等の届出)

第12条 条例第14条各号に規定する届出は、様式第11号によるものとする。

(完了届出書等)

第13条 条例第15条第1項の規定による規則で定める届出は、様式第12号によるものとする。

2 前項の規定による届出には、次に掲げる図面を添付するものとする。

- (1) 開発区域に含まれる土地の公図写し
- (2) 計画平面図
- (3) 排水計画平面図

(検査済証)

第14条 条例第15条第2項の規定による検査済証は、様式第13号によるものとする。

(立入検査証)

第15条 条例第17条第2項の規定による証票は、様式第14号によるものとする。

(地位の承継届等)

第16条 条例第20条第1項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、地位承継届出書(様式第15号)に条例第6条第1項の規定による同意を得た者又は条例第9条第1項の規定による確認を受けた者の一般承継人であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第20条第2項の規定により地位の承継について市長の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書(様式第16号)に条例第6条第1項の規定による同意を得た者又は条例第9条第1項の規定による確認を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該土地開発事業に関する工事を施行する権限を取得した者であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

2 大宮町土地開発事業の適正化に関する条例附則第3項の規則で定める図書は、第7条第2項第1号及び第2号並びに第4号から第14号までに規定する図書とする。

附 則(平成4年規則第22号)

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第11号)

この規則は、平成6年6月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第119号)

この規則は、平成16年10月16日から施行する。

附 則(平成18年規則第31号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第41号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
開発区域位置図	開発区域外の道路機能及び排水放流先の状況等が判断しうる開発区域の位置	1/500~1/10,000
開発区域の公図写	開発区域及び周辺の区域並びに公道、水路	1/500以上
土地利用現況図	開発区域及びその周辺の現況	1/500以上
土地利用計画図	開発区域の境界、区域内の建物及び関連施設の配置並びにそれらの形状	〃
緑地計画図(跡地利用計画図)	開発区域の境界、伐採した樹林地の名称、位置、規模、形状及び緑地、樹木の配置並びに植生回復の方法	〃
計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土する土地の部分、がけ又は擁壁の位置及び道路の配置等	〃
計画断面図	切土又は盛土する前後の地盤、道路の構造並びに縦断面及び横断面(コースごとに)	1/100以上
給水計画図	給水施設の位置、形状内のり寸法及び取水方法	1/500以上
排水計画図	排水計画基礎資料及び流量計算表に基づく排水区域界、排水施設の配置(位置、種類、排水処理機構、規模、材料形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、その放流先の名称及び放流先の区域外排水施設との接続状況)	1/100以上
調整池の配置図及び断面図	調整池区画資料、調整池の配置(位置、規模、形状及びその敷地の形状)調整池の縦断面、横断面、平面排水施設との接続状況、区域周辺の水系(名称、位置)	1/100以上
防災施設構造図	防災ダム及び簡易防災施設(土留壁)の配置(位置、名称、規模、形状)及び施設の平面構造並びにその敷地の形状	1/50以上
消防水利図	貯水そうの位置及び消火栓の位置	1/500以上

がけの断面図	開発区域及びその周辺の地域におけるがけの高さ，勾配及び擁壁でおおわないうけ面の土質，切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1/50以上
擁壁の断面及び構造図	擁壁の寸法及び勾配，擁壁の材料の種類及び寸法，透水層の位置及び高さ，水抜穴の位置及び材料並びに内径，基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置，材料及び寸法	1/20以上
開発に含まれる土地の登記簿抄本		

備考 提出図面は，A4又はA3とする。

様式第1号(第4条関係)

土 提 供 届 出 書

年 月 日

常陸大宮市長 様

住 所
届出者
氏 名



常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第5条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

開発区域及び工区に含まれる地域の名称	常陸大宮市 番地外 筆					
契約相手方の住所・氏名						
土量及び面積	m ²	宅地	田	畑	山林	その他
		m ²				
※ 受付番号	年 月 日 第 号					
※ 処理年月日	年 月 日					

様式第2号(その1)(第5条関係)

協 議 申 出 書

年 月 日

常陸大宮市長 様

申出者
住 所
氏 名



常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第6条第2項の規定により協議します。

開発区域に含まれる地域の名称							
用 途 地 域							
工事施行者の住所及び氏名	電話()						
開発区域の面積	宅 地	田	畑	山 林	その他	合 計	
計画戸数人口及び密度	戸 人		人/ha				
建築物の用途							
工事の着手年月日	年 月 日						
工事の完了年月日	年 月 日						
土 地 利 用 計 画	種 別	面 積	比 率	配 置 の 方 針			
	公 共 施 設	道 路					
		公 園					
		その他の公共施設					
	小 計						
	公 益 施 設	教 育 施 設					
		商 業 施 設					
		その他の公益施設					
	小 計						
	そ の 他	住 宅 施 設					
		未 利 用 地					
		小 計					
合 計							

様式第2号(その2)(第5条関係)

協議申出書(土採取事業)

年 月 日

常陸大宮市長 様

住 所

申出者

氏 名



常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第6条第2項の規定により協議します。

① 土採取場管理事務所 の名称・所在地					
② 事務所の責任者 住 所 ・ 氏 名					
③ 土採取をする地 域名					
④ 土採取場並びに その周辺の現況					
⑤ 土採取に係る 土地の面積		m ²		農 地 m ²	山 林 m ²
⑥ 土 採 取 量	工 期	1 期 (年月日～ 年月日)	2 期 (年月日～ 年月日)	3 期 (年月日～ 年月日)	最 終 総 量
	採取量	m ³	m ³	m ³	m ³
⑦ 採取の目的及 び基本方針		1日の採取量			
⑧ 採取の設備及 び方法		1か月の採取 量			
⑨ 搬出方法及び 搬出先					
⑩ 防災公害防止 の措置					
添付図書		(4) 計画平面図			
(1) 開発区域位置図		(5) 計画断面図			
(2) 公図及び土地利用現況図		(6) 取付道路計画図			
(3) 土地利用計画図		(7) 土の搬出経路図			

様式第3号(第6条関係)

協 議 通 知 書

第 号
年 月 日

様

常陸大宮市長



年 月 日付けで申し出のあった協議については、同意したので(同意できないので)常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第7条第2項の規定により通知します。

記

条件(理由)

様式第4号(第7条関係)

設 計 確 認 申 請 書

年 月 日

常陸大宮市長 様

申請者

住 所

氏 名



常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第9条第2項の規定により設計の確認を申請します。

開発区域及び工区に含まれる地域の名称			
開発区域及び工区の敷地の区画数並びに予定建築物の用途	区画数	予定建築物の用途	
開発区域及び工区の面積	開発区域	m ²	工区 m ²
工事施行者の住所及び氏名			
工事の着手予定年月日	年 月 日		
工事の完了予定年月日	年 月 日		
その他必要な事項			
※ 受付番号	年 月 日 第 号		
※ 確認番号	年 月 日 第 号		
備考 ※印のある欄は記載しないこと。			

様式第5号(第7条関係)

設 計 説 明 書

① 開発区域及び工区に含まれる地域の名称							
② 設計の方針	工区計画	工区名				工区面積	
	設計の基本方針						
③ 開発事業の現況	用途地域	<input type="checkbox"/> 住居地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 風致地区内 <input type="checkbox"/> 未指定地域 <input type="checkbox"/> 土地区画整理区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画事業地区内 <input type="checkbox"/> その他					
	地目	宅地	農地	山林	公 共 設 施	その他	合 計
	面積(m ²)						
	比率(%)						
④ 土地利用計画	地目	宅用地	公共施設用地	公益施設用地	その他の公共用地	その他	合 計
	面積(m ²)						
	比率(%)						
⑤ 公共施設整備計画	開発区域内の公共用地	区 分	面 積(m ²)		比 率(%)		
		道 路					
		公園・緑地及び広場					
		公 益 施 設					
		そ の 他 の 公 共 用 地					
		計					
	その他の公共用地	区 分	長 さ	幅 員	面 積(m ²)		
		接 続 道 路					
		排 水 流 末 施 設					
	⑥ 公益施設配置計画	施設名	小中学校	幼稚園	保育所	集会所	消防署
面積(m ²)							
比率(%)							
⑦ 区画数	区画						
⑧ 給水施設	<input type="checkbox"/> 公営水道 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸						
⑨ 消 防 施 設	貯水槽	40m ³	基 消 化 栓		個		
⑩ 開 発 区 域 からの 発 生 交 通 量	台 / 日		既 設 道 路 交 通 量		台 / 日		

備考 □のある欄は、レ印を該当する□内に記載すること。

様式第6号(第7条関係)

土 採 取 計 画 書

① 土採取場の地域名						
② 土採取に係る土地の面積	m ²		農 地	山	林	
			m ²		m ²	
③ 土採取の期間	年 月 日～ 年 月 日			ただし第 期分		
④ 土 採 取 量	採 取 量	m ³	一日の採取量	m ³	1か月の採取量	m ³
⑤ 土採取の設備			土採取の方法			
⑥ 防災、公害防止の設備			防災等の方法			
⑦ 土搬出の経路、方法及び搬出先						
⑧ 土採取跡地処理の内容及び方法						
⑨ 特 記 事 項						
<p>備考</p> <p>⑤ 土採取の設備では採取機械の名称、種類、数などを明記し、採取の方法には、掘削の高さ、深さを明記すること。</p> <p>⑥ 防災、公害防止の設備では防災措置等に供する施設、機械等を記入し、方法には施設をどう利用して防災するか、その方法を記入するとともに、排水処理も記入すること。</p> <p>⑧ 跡地処理の内容及び方法では、緑地計画の内容及び緑地保全の方法並びにその他の利用方法を明記すること。</p> <p>⑨ 特記事項には次の点を簡明にすること。</p> <p>ア 事前審査の条件の処理状況</p> <p>イ 将来計画及び既実施事業との関連</p> <p>ウ 現地に対する補償関係</p> <p>エ 年間の県内別の土採取実績</p> <p>オ その他</p>						

様式第7号(第7条関係)

土地開発事業施行の同意書

事業主 〇〇〇の施行に係る土地開発事業の施行については異議がないので同意します。

隣接地の所在及び地番	
地目	
地積	m ²
権利の種類別	
同意年月日	年 月 日
同意者の住所及び氏名	Ⓔ
備考	

- ※ 1 最終的に同意権者の同意が得られない場合は、別に疎明書を添付する旨を「備考」の欄に記載すること。
2 共有の場合はその旨を「備考」の欄に記載すること。
3 「権利の種類別」の欄は、使用权、賃借権、その他の事業の妨げとなるものを記載すること。

様式第8号(第8条関係)

設 計 確 認 通 知 書

第 号
年 月 日

様

常陸大宮市長

印

年 月 日付けで申請のあった設計の確認については、基準に適合することを確認したので(基準に適合しないことを認めたので)常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第9条第3項の規定により通知する。

- 記
- 1 確 認 番 号 年 月 日 第 号
 - 2 事 業 主 の 住 所
及 び 氏 名
 - 3 工 事 施 行 者 の 住 所
及 び 氏 名
 - 4 開 発 区 域 及 び 工 区 に
含 ま れ る 地 域 の 名 称
 - 5 開 発 区 域 及 び 工 区 に
含 ま れ る 地 域 の 面 積
 - 6 (理 由)

様式第9号(第9条関係)

設計変更確認申請書

年 月 日

常陸大宮市長 様

住 所

申請者

氏 名



常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第11条第1項の規定により設計変更の確認を申請します。

確 認 番 号	年 月 日 第 号		
開発区域及び工区に含まれる地域の名称			
区画数及び予定建築物の用途	区画数	予定建築物の用途	
開発区域及び工区の面積	開発区域 m ²	工 区	m ²
工事施行者の住所及び氏名			
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
設計変更の理由			
設計変更の内容			
その他必要な事項 (土採取量等)			
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号		
※ 変 更 確 認 番 号	年 月 日 第 号		
備考 ※のある欄は記載しないこと。			

様式第10号(第11条関係)

設 計 変 更 確 認 通 知 書

第 号
年 月 日

様

常陸大宮市長



年 月 日付けで申請のあった設計変更の確認については、基準に適合することを確認したので(基準に適合しないことを認めたので)常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第11条第2項において準用する同条例第9条第3項の規定により通知する。

- 記
- 1 変更確認番号 年 月 日 第 号
 - 2 事業主の住所
及び氏名
 - 3 工事施行者の住所
及び氏名
 - 4 開発区域及び工区に
含まれる地域の名称
 - 5 開発区域及び
工区 の 面積
 - 6 (理 由)

様式第11号(第12条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

常陸大宮市長 様

届出者 住所
氏 名 ㊦

常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

① 承認番号	年 月 日 第 号		
② 開発区域の名称			
③ 開発事業の名称			
④ 第14条の該当する変更の事項	(1) (2) (3) (4) (5)		
⑤ 変更の理由			
⑥ 変更の内容	(1) 設計変更の内容		
	(2) 工事施行者の住所氏名	変更前	
		変更後	
	(3) 工事の着手(完了)時期	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
(4) 工事(中止再開)時期	年 月 日～ 年 月 日		
(5) 工事廃止期日	年 月 日		
⑦ 特記事項			
※ 受付番号	年 月 第 号		
※ 処理年月日	年 月 日		
<p>備考 1 ⑦特記事項欄には、工事の中止及び廃止の場合の防災措置について記入するとともに、その措置の図画を添付すること。また、変更の事項が(4)又は(5)に係るときは、工事状況図を添付すること。</p> <p>2 ※印のある欄は、記入しないこと。</p>			

様式第12号(第13条関係)

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

常陸大宮市長 様

届出者 住 所
氏 名 印

常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第15条第1項の規定により、工事が完了しましたので届け出ます。

記

設 計 確 認 番 号	年 月 日 第 号
工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	
工 事 名	
工 事 施 行 者	
工事完了年月日	年 月 日

様式第13号(第14条関係)

第 号
年 月 日

工 事 検 査 済 証

様

常陸大宮市長



常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第15条第2項の規定により、検査済証を交付する。

記

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	
工 事 名	
工 事 施 行 者	
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 の 合 否	合 否
備 考	

様式第14号(第15条関係)

(表)

立 入 検 査 証	第 号
職氏名	
年 月 日 生	
<p>上記の者は、常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第17条第1項の規定による立入検査の権限を有するものであることを証明する。</p>	
年 月 日	
常陸大宮市長	

(裏)

<p>1 この証明書は、表記の権限を行使する際に必ず携帯し、関係人の請求があったときはいつでも提示すること。</p> <p>2 この証明書の有効期間は、発行の日から1か年間とする。</p>
--

様式第15号(第16条関係)

地位承継届出書

年 月 日

常陸大宮市長 様

届出者 住所
氏 名



常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第20条第1項の規定により、確認(同意)に基づく地位を承継したので、下記のとおり届け出ます。

記

承 継 年 月 日	年 月 日		
承 継 理 由			
確 認 (同 意) の 概 要	確 認 (同 意) を 受 け た 者 の 住 所 ・ 氏 名	続 柄	
	確 認 (同 意) 年 月 日 及 び 確 認 番 号		
	同 意 に 付 さ れ た 条 件		

様式第16号(第16条関係)

地位承継承認申請書

年 月 日

常陸大宮市長 様

申請者 確認(同意)を受けた者

住 所

氏 名

㊟

地位を譲り受けようとする者

住 所

氏 名

㊟

常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第20条第2項の規定による承認を受けた
ので、下記のとおり申請します。

記

申 請 理 由		
確認(同意)の概要	確認(同意)年月日 及び 確認番号	
	同意に付された 条 件	

